

令和8年度指定管理鳥獣捕獲等事業（慶良間諸島における外来イノシシ対策）  
企画提案募集要項

1 事業名

令和8年度指定管理鳥獣捕獲等事業（慶良間諸島における外来イノシシ対策）

2 事業目的

企画提案仕様書に記載のとおり。

3 委託する業務内容

企画提案仕様書に記載のとおり。

4 事業期間

契約の日から令和9年3月12日までとする。

5 応募資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること

- (1) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されているものであること。
- (2) 沖縄県内に主たる事務所を有すること。
- (3) 過去3年間に、沖縄県内外において、国、県若しくは市町村が発注した有害鳥獣対策及び捕獲の実施、鳥獣の生息状況調査・分析等の業務実績があること。  
※外来種対策等の知見、大型哺乳類捕獲事業等の実績等があれば望ましい。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。また、同2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者であること。
- (5) 沖縄県から入札参加資格指名停止措置を受け、企画審査時においてその措置の期間が満了しない者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをし、又は申立てがされ及びこれらの手続中でない者であること。
- (8) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (9) 法人税、消費税及び県税に未納がないこと。
- (10) 加入義務がある社会保険（労働保険、健康保険及び更生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。
- (11) 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (12) 労働関係法令を遵守していること。

- (13) 地方自治法、地方財政法、補助金等に係る予算の施行の適正化に関する法律及び沖縄県財務規則による制約が課せられ、様式による事務が要求され、責任義務等が生じる旨を了承できること。
- (14) 仕様書、募集要項等に記載された内容を全て承諾する者であること。
- (15) 今回の委託に際して、選任の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。
- (16) 鳥獣保護管理法で定める認定捕獲等事業者であること。または法人であって認定捕獲等事業者と同等以上の技術及び知見を有し、環境省令で定める組織運営体制、安全管理等の要件を満たすこと。
- (17) 応募は単独に限らず共同企業体（以下「JV」という。）でも可能とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
  - ア JVを代表する事業者が応募を行うこと。
  - イ JVを構成する全ての事業者は、応募資格（1）及び（4）から（15）までの要件を満たすものであること。
  - ウ JVを構成する事業者のいずれかが、応募資格（3）及び（16）の要件を満たすものであること。
  - エ JVを代表する事業者は、応募資格（2）の要件を満たすものであること。
  - オ JVを構成する事業者は、本事業に応募する他の共同企業体の構成員となることはできない。
  - カ JVの場合、JVの設立協定書が締結されていること。

## 6 委託業務費

- (1) 委託業務費は25,515千円（消費税込み）以内とし、事業毎の上限は以下のとおりとする。
  - ア 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等策定事業5,000千円
  - イ 指定管理鳥獣捕獲等事業9,800千円
  - ウ 効果的捕獲促進事業8,715千円
  - エ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成2,000千円  
（企画提案のため提示した金額であり、契約金額ではない。）
- (2) 委託業務費は、直接人件費、直接経費（消耗品費、謝金、賃借料、印刷製本費、役務費、旅費等）、一般管理費、消費税等の事業に必要な経費のみとする。
- (3) 各経費の算出根拠となる法人規定等は整理しておくこと。
- (4) 一般管理費は（直接人件費＋直接経費－再委託費）の10%以内とする。

## 7 応募方法

- (1) 以下の書類を、持参または郵送にて7部（正本1部・副本6部）提出する。（副本は複写可）
  - ア 令和8年度指定管理鳥獣捕獲等事業（慶良間諸島における外来イノシシ対策）応募申請書（様式1）
  - イ 提案書（様式2）
    - （ア）企業概要  
企業名、設立年月日、資本金、年商、業務内容、組織図、職員の状況、担当者名等について記載すること。JVの場合、「企業概要」について全事業者について別葉で作成すること。

(イ) 提案業務の概要

別紙の仕様書の内容を踏まえ、本事業を実施するにあたっての基本的な考え方、業務手法及びフロー図等について記載すること。

(ウ) 提案業務の執行体制

業務体制図、担当者の役割分担、所属（JVの場合は担当者別に所属会社名を記載）、専任担当者の経歴等について記載すること。

(エ) 提案業務のスケジュール

「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定等事業」、「指定管理鳥獣捕獲等事業」、「効果的捕獲促進事業」、「認定鳥獣捕獲等事業者等の育成」、「検討委員会の設置・運営」について、具体的な年間スケジュール（案）を記載すること。併せて、本県の第二種特定鳥獣管理計画に則した後年度の事業計画（案）についても提示すること。

(オ) これまでの実績

過去3年間に、沖縄県内外において、国、県もしくは市町村が発注した有害鳥獣対策及び捕獲の実施、自然環境に関する専門的な調査等、今回の事業と同種及び類似の業務の受注実績を簡潔に記載すること。

(カ) 必要経費の概算

各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記すること。

国庫交付金を充当する事業であることから、各経費については客観的に説明ができる算定方法を用いること。

ウ 本要項5（1）から（17）までのすべてに該当することを誓約する書面（様式3）

※参加資格要件確認書類（【別添】参照）

(ア) 法人税、消費税及び県税を滞納していないことが確認できる書類

(イ) 労働保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合は除く）

(ウ) 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合は除く）

(エ) 社会保険に加入義務がないことについての申出書（加入義務がない場合）（様式4）

エ 過去3期の決算書（写）及び税務申告書（写）

オ 見積書

カ 認定鳥獣捕獲等事業者の認定書等

※または法人として同等以上の技術等を有し、鳥獣保護管理法及び環境省令で定める組織運営体制、安全管理等の要件を満たすことを説明し、証明できる資料。

キ 協定書（JVの場合）

※協定書の主な記載内容は、以下のとおりとする。

目的、名称、構成員の住所及び名称、JVの代表者、代表者の権限、構成員の連帯責任、取引金融機関、契約不適合責任、協議事項等

(2) 提出期限 令和8年5月28日（木）17:00（必着）

(3) 提出先

〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2（県庁4階）

沖縄県環境部自然保護課自然保護班

## 8 審査

### (1) 審査の方法

- ア 1次審査として、沖縄県環境部自然保護課内において、書類審査を実施する。1次審査の通過案件については、2次審査（プレゼンテーション審査）の案内を送付する。
- イ 2次審査として沖縄県環境部に設置する企業選定委員会において、各提案内容を審査（プレゼンテーション等）し、委託契約の優先順位を確定する。
- ウ 審査にあたり、事前に沖縄県職員をもって、申請内容を確認するための聞き取りを行うことがある。
- エ 選定委員会は非公開で行い、原則として審査経過に関する問い合わせには応じない。
- オ 選定委員会が選定した者（以下「委託先候補者」という。）が辞退した場合は、次点となった申請者を委託先候補者とする。

### (2) 審査基準

選定委員会は、審査に当たっては以下の事項等について評価する。

- ア 事業の趣旨、目的に沿った提案であること。
- イ 安全に配慮しつつ、確実に委託業務を遂行できる能力・体制を有していること。
- ウ 具体性のある事業計画であること。
- エ 事業を遂行するにあたり、妥当な積算となっていること。
- オ 外来イノシシが希少野生生物へ与える影響及び地域の実情について深く理解しており、有効な対策について成果が期待できること。
- カ 認定捕獲等事業者または、環境省令で定める要件を具備しており、今後「管理捕獲」を行うための視点を有していること。

### (3) 結果の通知

選定の結果については、環境部自然保護課から文書で通知する。

### (4) スケジュール

日程	内容
令和8年5月14日（木）～5月28日（木）	公募期間（17:00 必着）
令和8年5月28日（木）以降	1次書類審査
令和8年6月4日（木）	2次プレゼンテーション審査
令和8年6月上旬予定	結果通知

## 9 申請の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の申請は無効とする。

- (1) 参加資格のない者が申請したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請や申請に関する不正行為があったとき。
- (4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び申請者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 10 契約

### (1) 契約の締結

委託先候補者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。

- (2) 契約金額  
委託先候補者から見積書を聴取し、予定価格の範囲内において決定する。
- (3) 契約締結に伴う諸経費  
委託先候補者の負担とする。
- (4) その他契約条項  
委託先候補者との協議事項とする。
- (5) 契約保証金について  
契約を締結する際は、契約保証金（契約金額の100分の10以上）を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号（別添参照）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (6) その他  
実際に委託する業務内容については、沖縄県と受託事業者間で協議のうえ実施することとする。よって、企画提案された内容を全て実施することを保証するものではない。

## 11 質問事項

質問がある場合は、質問書（様式5）をE-mailにより提出すること。

- (1) 受付先  
沖縄県環境部自然保護課  
E-mail : aa039004@pref.okinawa.lg.jp  
(件名を「令和8年度指定管理鳥獣捕獲等事業について」とすること)
- (2) 受付期間  
令和8年5月21日（木）17:00 必着
- (3) 回答方法  
沖縄県ホームページ「公募・入札発注情報」への掲載をもって回答とする。（随時）

沖縄県財務規則

(契約保証金)

第 101 条 令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (14) 建設工事に係る契約を締結する場合において、契約金額が 1 件 500 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。